

# ケアハウスくわの実重要事項説明書

## 1 施設の概要

名称 ケアハウス くわの実  
所在地 埼玉県羽生市大字下新郷660  
定員 50名

## 2 管理者 施設長 櫻井 園

## 3 職員数 <令和6年11月1日現在>

施設長…1名 相談員…1名 介護職員…2名 ※給食…委託

## 4 設備 <居室>個室…44室(和室:24室、洋室:20室)、夫婦部屋…3室(和室) 各居室には、トイレ、洗面台、ミニキッチン、エアコン、ナースコール付 <共同設備>食堂、展望風呂(露天風呂)、脱衣室、エレベーター(車椅子対応)、 スプリンクラー、火災報知器、玄関、相談室、集会談話室、ゲストルーム、 コインランドリー等

## 5 料金

### ① 管理費(20年償却未経過分は月割計算で返却)

一括払い 5,787,000円  
一定額 3,000,000円+月々分割(12,114円)  
一定額 1,500,000円+月々分割(18,636円)

※上記以外の管理費支払い方法については要相談

### ② サービスの提供に要する費用

月額 10,000円~48,100円(前年收入により異なる)

### ② 生活費

月額 46,324円

### ④ 光熱水費

月額 8,000円

### ⑤ 冬期加算

月額 1,960円(11月~3月のみ)

※サービスの提供に要する費用、生活費については、埼玉県の通知により変更となる場合があります。

## 6 サービスの内容

① 食事 朝食…7:30~8:30、 昼食…12:00~13:00、  
夕食…17:30~18:30

③ 入浴 毎日…13:30~15:00頃

④ 各種生活相談と助言

⑤ ケアハウス内における疾病や負傷等の緊急時対応

⑥ 季節ごとの行事・各種催し物・レクリエーション等を行う場合の対応

## 7 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、利用者やそのご家族に対し速やかに状況を報告・説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

## 8 苦情・ハラスメント処理

サービスの提供に係る利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

提供したサービスに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めます。

## 9 非常災害対策

- ・ 防災設備            火災通報装置、スプリンクラー、消火栓、消火器の設置
- ・ 防災訓練            夜間想定を含めた避難訓練の実施、消火訓練 等
- ・ 防火責任者        施設長     櫻井 義彦

## 10 虐待防止に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 11 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 1.2 身体拘束等の禁止

サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由その他必要な事項を記録します。職員に対する身体拘束等の適正化を図るため委員会を設置し、研修を定期的実施します。

## 1.3 その他運営についての留意事項

職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス・ハラスメント（利用者・ご家族含む）体制を整えるほか、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。また適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動を防止するための方針の明確化等の措置を講じます。

## 1.4 施設サービスの第三者評価の実施状況

※令和5年度は未実施。

## 1.5 苦情受付担当者

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆ ケアハウス くわの実 電話番号： 048-563-5088      ○担当者：生活相談員 植木 由佳 ( 受付時間 9:00～18:00 )
---

## 1.6 その他

当施設以外に、市町村等の相談窓口に相談することが出来ます。

☆羽生市 高齢介護課 介護保険係☆ 電話番号 048-561-1121
☆埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情相談専用☆ 電話番号 048-824-2568
☆社会福祉法人 羽生福祉会☆ 第三者委員 評議員 永澤 初江 電話番号 048-565-2673 評議員 小林 静子 電話番号 048-565-1040

## 1.7 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 羽生福祉会
代表者役職・氏名	理事長 櫻井 義彦
本部所在地・電話番号	埼玉県羽生市大字下新郷660 電話番号 048-563-5088
定款の目的に定めた事業	1 特別養護老人ホームの経営 2 軽費老人ホームの経営 3 児童養護施設の経営 4 乳児院の経営 5 老人デイサービス事業の経営 6 老人短期入所事業の経営 7 老人居宅介護等事業の経営 8 子育て短期支援事業の経営 9 小規模住居型児童養育事業の経営